

日本ジオパーク再認定審査の方法・ポイント

日本ジオパーク委員会

1. 再認定審査のポイント

日本ジオパーク委員会は、地質遺産（地形を含む）の保全、活用の仕組みと取り組み、前回審査時からのジオパーク活動の進展などについて4年に一度、日本ジオパークの再認定審査を行います。前回審査時に指摘された今後の課題・改善すべき点に対応できているか、そしてそれのみに留まらず、地域が考え続けた結果としてジオパークの活動が質・量ともに充実しているかを審査します。そして持続可能な形で運営されてきたか、また活動にともなって明らかになっている問題点についてどのように対処し解決に向けて具体的な努力をしているかについても審査します。

ジオパークの再認定審査は、基本的には、活動の進捗状況を確認し、質の向上のために実施しています。現地調査は、この再認定審査のために実施するものです。最終的には、対象地域からの提出書類と現地調査の報告等を総合的に審議し、再認定の可否を決定します。日本ジオパーク委員会では、現地調査を、現地調査員と地域とがより良いジオパークの実践について共に考え、学び合う場としても位置付けています。現地調査員と地域とで現地調査前から十分にコミュニケーションを図り、調査を受ける日本ジオパークでは問題点を隠すことなく活動実績を示し、現地調査員と地域とで、話し合うべきこと、検証すべきこと、現地参加すべき人などを協議、確認したうえで再審査に臨んでください。

2. 審査の方法と注意点

- ・再認定審査は、4年前に新規認定または再認定を受けた日本ジオパーク、または2年前に条件付き再認定となった日本ジオパークが対象です。
- ・現地調査は、原則的に、日本ジオパーク委員会委員と日本ジオパーク委員会により委嘱された者で構成する2名が行います。ただし、前回の審査で条件付き再認定となった日本ジオパークについては、日本ジオパーク委員会委員と日本ジオパーク委員会により委嘱された者で構成する3名が行います。
- ・現地調査員は、2人ないし3人で協力し、現地との連絡調整や現地調査後に提出する書類の作成を行います。
- ・現地調査は限られた日数で行われるため、現地調査員は、プログレスレポートのほか、活動報告、過去の審査結果通知書や現地調査を担当した調査員との議論、関連する研究成果などに基づき、現地調査で確認すべき項目を検討します。
- ・現地調査は、関係者からのヒアリングや面談、検証が必要なサイトや関連施設などの視察を中心に行います。
- ・各ジオパークは、現地調査員に対して、優れた活動実績を紹介するだけでなく、地域で問題となっている事項等についても、資料を準備し説明を行うようにしてください。
- ・説明、面談には十分な時間をかけ、分刻みのスケジュールは避けてください。

- ・現地調査を担当した日本ジオパーク委員会委員または現地調査員は、現地調査の結果を日本ジオパーク委員会に報告します。現地調査後に提出する書類は、現地調査報告書、調査員の評価を加えた自己評価表、調査結果一覧、審査結果通知書案、プレスリリース案です。日本ジオパーク委員会は、それら提出書類と、委員会会議での調査を担当した日本ジオパーク委員会委員からの報告などから総合的に審議し再認定の可否を決定します。
- ・日本ジオパーク委員会は、委員会会議においてプレスリリース文書を作成します。再認定審査の結果公表は委員会会議終了後、このプレスリリースの公開をもって行います。
- ・日本ジオパーク委員会は、委員会会議終了後、被審査地域に対する結果通知書を作成します。結果通知書は、委員会会議での審議の過程における各地域に対する日本ジオパーク委員会からの意見をまとめたものであるため、文責は日本ジオパーク委員会にあります。作成における調整等は電子メールや電話を用いて日本ジオパーク委員会委員で行い、委員長の承認をもって発出します。ただし発出前の最終段階において、固有名詞や数字に間違いがないかを被審査地域に確認することがあります。
- ・日本ジオパーク委員会が、早急に解決を要する重要な問題点があると判断した場合には、2年後に審査を行う「条件付き再認定」とします。「条件付き再認定」となったジオパークは、審査結果判明後直ちに、2年間での問題点解決のための計画を立て、その解決を図ってください。
- ・条件付き再認定となったジオパークにおける審査は、前回審査時に指摘された問題点の改善状況の確認に重点を置きつつ、他地域同様の方法で行います。条件付き再認定後に行われる審査の結果、日本ジオパーク委員会が再認定を否と判断した場合には、当該地域が有する日本ジオパークの認定が委員会会議当日をもって取り消されます。
- ・また審査の結果、当該ジオパークがジオパークのガイドラインの基準に明らかに反していると日本ジオパーク委員会が判断した場合には、当該地域が有する日本ジオパークの認定が委員会会議当日をもって取り消されます。

3. ウェブ会議システム等の補足的活用

- ・現地調査員と申請地域双方が希望する場合、現地調査の前後にウェブ会議システム等を補足的に活用することができます。
- ・内容や時期、回数等は現地調査員と申請地域の合意の上調整しますが、双方にとって過度な負担にならないよう、活用は必要最小限としてください。

4. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

- ・2020年4月20日付で、新型コロナウイルス感染拡大状況下での審査について、日本ジオパークネットワーク正副理事長から日本ジオパーク委員会委員長への要望を受け、一部通常とは異なる対応を実施してきました。その後2023年5月8日に5類感染症に移行したことを受け、現地調査における新型コロナウイルス感染症に関する特別な対応は2023年度で廃止し、2024年度以降は基本的に通常通りの実施を行うこととします。
- ・新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策の考え方や感染した場合の考え方については、厚生労働省の示す国の方針に準じます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

5. 提出書類

各ジオパーク事務局は、プログレスレポート（再認定審査報告書）、自己評価表、添付資料の電子版（合計10MB未満）をメール等で下記アドレスに9月15日17時までに送付してください。電子版受領の連絡を受けた後、印刷版2部を下記事務局に郵送してください。

プログレスレポートには、各項の文章の執筆者名を明記してください。執筆者名は、目次か本文中に示してください。

プログレスレポート、自己評価表は指定の様式を使用してください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-1 トライエム大手町ビル7階
日本ジオパークネットワーク事務局
Tel.03-3219-2990
e-mail: jgn_office@geopark.jp

日本ジオパーク再認定審査 審査プロセス

